

鹿沼市庁舎整備検討委員会第5回会議 議事録

日 時：平成25年 7月17日（水）午後1時30分～4時00分

場 所：鹿沼市民情報センター 3F マルチメディア講義室

出席者：鹿沼市庁舎整備検討委員会委員

1号委員：三橋伸夫

2号委員：富久田耕平

3号委員：山菅昭八、黒川義久、瓦井伸一、井戸道廣、大橋廣美、福田弘之、福田七右衛門、
渡辺明恵、鈴木康子、大塚美津子、渡辺美子、松崎清子、松島良子、風間教司、

4号委員：松山裕

（欠席者 1号委員：加藤悦雄、3号委員：木村剛考、斎藤利恵、永田由美子）

事務局 3名

議事内容

1. 開 会

- ・事務局による開会。
- ・出席状況により過半数（17名の出席）を確認し、委員会成立の報告。

2. 委員長あいさつ

- ・前回は、改修又は建替にかかわらず、新庁舎に必要とされる面積は約15,000㎡であることが了承された。また総事業費として約60億円程度が必要であることや、財源としては合併特例債を導入すること、新庁舎事業により支出が増大しても、市民サービスの低下を招くような大きな影響は無いとのこと等が、検討委員会です承・確認された。
- ・議題は、庁舎の整備方法と位置についてであるが、実際に評価するのは次回である。今回は、評価するための方法の検討を行いたい。

3. 報告事項

（1）第4回委員会の議事録について

（事務局より説明）

- ・第4回議事録について内容を再確認。

（質疑応答）

- ・特になし

4. 議 事

（1）現在の進捗状況について

（事務局より説明）・・・『資料1』参照

- ・6月27日から行われている「車座集会」、及び7月2日から行われている「議会報告会」において、市民から庁舎整備事業に関する意見の集約と、アンケート調査を実施している。対象は市内全17地区。

- ・ 7月5日に「市議会庁舎整備検討委員会」が開催され、当委員会の検討状況等を報告。
- ・ 9月1日～10日に行われる世論調査において、庁舎整備に関する設問が盛り込まれることを報告。

(質疑応答)

- ・ 特に無し。

⇒現在の進捗状況について、委員一同承認。

(2) 庁舎の整備方法（改修・建替）について

(事務局より説明)・・・『資料2』参照

① 庁舎整備のパターン化について

- ・ 「整備方法」に特化した4つの整備パターンを説明。
 - ・ パターン化における「前提条件」を設ける。
 - ◆ 想定する必要床面積（約15,000㎡）が確保できること。
 - ◆ 「合併特例債」が活用できること。（改修は対象外である）
- ⇒「前提条件」により、現本庁舎の補強・改修及び増築による整備手法は想定しないこととする。

② 庁舎整備パターンの評価について

- ・ 評価基準は9項目12評価軸。各評価軸を細分化した「評価の視点」（全33項目）を設定する。
- ・ 各整備パターンの利点と課題・問題点の説明。・・・『資料2-1』参照
- ・ 各整備パターンにおいて想定される整備形態「階数（建築面積）」及び来客用「駐車台数」の説明。
 - ・・・『資料2-2』参照
- ・ 各整備パターン別の概算費用と建設に関連する各法令上の規則等の説明。
 - ・・・『資料2-3』参照

③ 評価方法の設定について

- ・ 「評価の視点」の中項目毎に「◎・○・△の3段階評価」とし、その評価状況により、「評価軸」の総評価を行う。
- ・ 採点方法は配分された基本点（5点）に評価による割合を乗じて点数化をする。
- ・ 重点項目を5つ選定し、さらに5点を加えた配点（10点）とする。

(質疑応答)

委員長：各整備パターンを評価することは、学校の教師が各生徒に対して、通信表（通信簿）をつけることに近いものと考えてもらいたい。『資料2-1』から『資料2-3』の補足資料を判断材料として評価をしていただきたい。

また、その評価軸の配点（各5点）のみで評価（点数化）して良いのか、特に重要な評価軸については、さらに重み（加点）を持たせた方が良いのかとの議論もしていただきたい。

風間委員：4つの整備パターンだけであるのか？

委員長：前回、現庁舎を補強改修して活用するパターンについては、条件と合致しないため削除された。残る4つの整備パターンについて細分化すればもっと選択肢も増えるかもしれない。

事務局：パターンを細分化するならば、選択肢はまだある。庁舎を全て取壊して新庁舎を建設

する場合でも、「高度な機能を備えた庁舎」を建設するパターンや、「必要最低限の機能とした庁舎」を建設するパターン等も考えられる。また、分庁して建設する場合でも、柳田跡地・産文跡地だけでなく「既存施設を活用し、新庁舎分の面積を抑える」整備パターンもある。移転とする場合でも、「市有地を使用し建設」するのか、「新たな用地を買収」して建設するパターン等が考えられる。

今回提案してある4つの整備パターンについては、それぞれ分岐点があるが、あまり選択肢が増えても判断基準が多くなり、評価が難しくなる。そのため総体的に整備パターンを設定し、評価するほうが分かりやすいと考えた。

前回出席していない委員もいるが、現庁舎を補強改修して活用するパターンもあった。しかし、必要面積を確保するための増築が不可能であることや、財源としての「合併特例債」が「改修」には使用できないことから、整備パターンとしては想定しないことでの議論があり、削除されている。

委員 長：大田原市の庁舎検討委員会における整備パターンの評価では、選択肢が12パターンあった。12パターンともなると相対的な評価が難しくなった経験がある。この4つの整備パターンで、方向性を決められると考える。

富久田委員：評価軸について、「現状より機能が低下する」ことを“△”として評価するとあるが、新庁舎を整備する際、現庁舎より機能が低下するということとはあり得ない。記載例におけるパターン3においても、災害対策本部の整備の部分が“△”となっているが、例え分庁舎方式であっても、本庁舎に災害対策本部を整備すれば“◎”になる。“◎と○”の評価だけで“△”の評価はいらないのではないか。

事務局：記載例は、総評価する際の判断がしやすいよう目安として記載しただけであり、実際の評価とは関係は無い。新庁舎を整備する際、各機能を向上させることが当然であるが、向上させることが難しいところもあると考え、“△”の評価も用意した。

富久田委員の意見の通り、“◎と○”だけでも評価には差がつくため、“△”の評価を削除することに問題は無い。委員の方々が評価しやすいよう決めていただければと思う。

福田(弘)委員：『資料2-2』における整備形態で、新庁舎7階建てとあるが、議会棟は7階の中に含まれているのか。

事務局：議会棟も含めた想定である。

瓦井委員：財源の「合併特例債」とは、いつまでが使用期限であり、そのためにはいつまでに庁舎を建てなければならないのか。

事務局：「合併特例債」の期限は、現状では平成27年までである。合併時の平成18年から10年間の期限であるが、5年の延長が可能となった。したがって平成32年度が期限となるが、少なくとも平成31年度には工事が全て完了し、平成32年度は清算とするスケジュールが考えられる。

風間委員：パターン1では、「文化財保護法」に関わる調査を課題としている。パターン2及び3も現庁舎敷地を使用することになるが、この課題はパターン1だけなのか。またその場合、どのくらいの期間が必要とされるのか。

事務局：パターン2及び3にも関わる課題である。現庁舎敷地は全て「埋蔵文化財包蔵地」の網がかかっており、今の建物配置と変わる場合、埋蔵文化財の調査を行う必要がある。そのためスケジュールに影響が出る可能性があるということである。調査期間は概ね3ヶ月程で終了とのことであるが、埋蔵文化財が発掘された場合は、更に半年から1年程度事業に着手できない状況になる。

- 委員 長：現庁舎敷地における文化財保護法の調査は、パターン1だけでなく、パターン2及び3においても共通の課題とされることが確認された。
- 富久田委員の、評価軸における“△”の評価は必要ないとの意見であるが、他の委員の方々はどうか。パターンにおいては、機能が低下すると言うより、市民の利便性が低下すると言うこともあると思う。
- 福田(七)委員：現庁舎では1つにまとまっている機能が、パターン3では分庁方式で分けられることになる。利便性の低下と言うことでは当てはまるのではないか。
- 富久田委員：現在でも、情報センターや文化センターに配置された部署がある。それよりは利便性が低下することにはならないと考える。分庁方式のパターン3でも“○”がつけられると思う。
- 福田(七)委員：一般的には、市役所において、ほぼ全ての用事が済むと考えている。分庁方式によってどれくらいの機能が移るのかちょっと分からない。
- 事務局：例えば、経済部と都市建設部が現庁舎の新館内にある。分庁として経済部が第2庁舎へ、都市建設部が第3庁舎へ移転と言うことになれば、今まで現庁舎内で用事が済むものが、それぞれ別の場所に行かなければならず、ワンストップサービスの観点においては、今より利便性が低下すると考えられる。
- 富久田委員：委員の個人的な評価の尺度により、評価が変わってくる。そこをまとめるような議論や、委員における評価の共通認識が必要であると思う。
- 委員 長：委員の中でも一人ひとりの日常的な市庁舎との関わりには、それぞれ差があると思う。
- 事務局：現時点では何も決まっているものは無い。分庁方式で第2庁舎・第3庁舎ができたとして、どの部署が移転するのも決まっていない。評価の前提条件を整理する中で、どこまでを前提条件として決定するのは難しい。しかし、共通認識を持たなければ、評価の方向性がバラバラになってしまうことも考えられるため、当委員会でもよく検討していただきたい。
- 富久田委員：当検討委員会においても、木造建築の話が出ていたが、難しいところがあるのではないか。
- 事務局：木造化について再確認する。現庁舎の位置については法令上の準防火地域の網がかぶっているため木造の制約がある。
- ①通常の木造建築では延べ床面積で「500㎡以下」まで可能。
 - ②燃えしろができる大断面の集成材等を利用した準耐火建築物では延べ床面積で「500㎡超～1,500㎡以下」まで可能。
 - ③延べ床面積で「1,500㎡超」となると耐火建築物となり、木造化は困難となる。
 - ④準防火地域でない場合（現庁舎位置ではない）は、延べ床面積「3,000㎡以下」まで及び建物高さ「13m以下3階建て」までなら通常の木造建築が可能。ただし建物高さ「13m超」となると準耐火建築物、延べ床面積「3,000㎡超」となると耐火建築物としなければならない。
- 現在の庁舎敷地では、木造建築による大規模な建物は難しい。他の場所においても、建物は分割した形態をとる必要がある。
- 富久田委員：委員の中で、例えば議会棟のみを木造で建築するとかのイメージを、既に持っているのと、評価は偏りやすいと考える。
- 委員 長：「鹿沼らしさ」を、木造化に求めた場合に、その評価を考えてもらえば良い。
- しかし、少なくとも今の形式では、そこまで詳しく評価しきれない。パターン3が実現に近いかもしれない。第2・第3庁舎は規模が小さい想定であるため、木造建築の

可能性もあると思う。

福田(七)委員：林業に携わる者にとっては、木造化が希望であるが、無理強いほしくない。構造部を耐火構造とし、内部に木材を多めに使用していただければありがたい。

福田(七)委員：参考であるが、鹿沼西中学校は、鉄骨造であるが外観を木造風としている。

委員長：最終的に基本構想をまとめる段階で、環境性や地域経済活性化に寄与する点で盛り込まれてくると考える。

風間委員：木質化は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の構造に内外装に木材を利用していることと理解するが、木質化であるならば、地域による制約は無いと言うことで良いか。

事務局：その通りである。

委員長：“◎、○、△”の3段階評価と、“◎、○”の2段階評価であるが、どちらとするか。

瓦井委員：3段階評価の方が良いと思う。

富久田委員：この整備方法の評価の結果によって、位置の評価にもつながっていくのか。

事務局：ここでは整備方法だけであり、位置については別途評価を行う。位置の候補地は、現在の位置も含めて6箇所を抽出している。候補地に対して、まちづくりや交通ネットワーク等について評価してもらう。

例えば、他の場所に移転するパターン4の評価が高い人は、現在の位置よりも他の場所の方が、評価は高くなり、逆にパターン1～3の評価が高い人は、現在の位置の評価が高くなるという関係性が出てくると思う。整備方法と位置の評価の2本立てで方向性を見出していきたいと考える。

富久田委員：候補地にはそれぞれ特性がある。土地の広さや開発行為の必要性等がある。候補地と整備方法を絡めて評価を行った方が良いのではないか。

委員長：大田原市の整備パターンが複雑になったのは、位置と整備方法を組み合わせて一緒に議論をしたためである。位置を整備パターンに含めて相互比較をすることになるが、位置の評価にはそれだけでも色々な評価項目があり、その項目が必ずしも整備パターンを考えたときの評価項目と一致しない。同時には難しい部分があるため、それぞれで評価した方が考えやすい。

富久田委員：機能性の向上を考えた場合、評価を満点にするためには、全ての機能を揃えた上で建てることになるから、やはり新しい場所が一番良いと思う。するとパターン4が最も評価されると考えられるため、候補地の議論も一緒に行ってもいいのではと思う。

山菅委員：現在アンケート調査を行っているが、アンケート内で「新庁舎の場所についてお尋ねします。どのように思いますか？」との問いがあるが、どの程度まで参考にするのか。

事務局：市民の皆様がどのように考えているのか、理由も含めて、基礎的なデータをとって集約したいと考えている。当検討委員会においても、アンケートの結果は報告する予定である。

次回検討委員会では整備パターンと別々に評価を行うのではなく、2つ同時に行う予定である。整備パターン4の中で、候補地を細分化したものを提示する考えもあったが、複雑になってしまい混乱する可能性があったため、シンプルにそれぞれ評価することとした。

委員長：別々に検討した方が、議論を振り返った時に整理しやすいと考える。整備方法と位置を一緒に議論をしてしまうと、整備パターンに重きがあるのか、位置に重きがあるのかが不明瞭となることがある。後々の議論のためにも良いと思う。

富久田委員：同時進行で評価・採点を行うということであれば、異論は無い。

事務局：評価は3段階で宜しいか。

委員長：（出席委員の反応を見て）評価は3段階で決定とする。

事務局：重点項目は設けるか。

委員長：9項目12評価軸の中で、特に重点とすべき項目を設けることにより、より差が明確となってくる。事務局案では、12評価軸のうち5つ選択し、配点を5点から10点に増やすものである。

事務局：意見が特に出ないのであれば、「評価軸の重点項目選定用紙」を配布するので、重点項目を5つ選んでもらいたい。

⇒事務局が回収・集計し、議事の最後に委員長から発表することで、議事は先に進めることとする。

その他特に意見無し。

⇒委員一同、庁舎整備方法について、議事内容を承認。

（3）庁舎の位置について

（事務局より説明）・・・『資料3』参照

①新庁舎の位置について

・「庁舎位置」は現庁舎位置から直線距離で2km以内の範囲を対象エリアとして検討し、位置の基本的な考え方（まちづくり、アクセス性、環境性、防災性、実現性）として5つの視点を整理した。

②候補地の選定について

・現在本庁舎敷地を含め、6箇所（現庁舎敷地、文化ゾーン敷地、JR駅東付近、旧野外活動センター付近、村井町交差点北側付近、下水道事務所周地）を新庁舎の建設候補として抽出する。

③位置選定の評価基準について

・位置に関する評価基準を、5つの視点から、評価軸を7項目とし、評価の視点を28項目設定する。

④評価方法の設定について

・「4段階評価」とし、配点は3～0点とし、評価の視点ごとに点数化する。
・評価判断の根拠として『資料3-1～3-3及び参考資料』を利用する。

（質疑応答）

委員長：候補地の6箇所と位置の評価基準として、位置の考え方の「5つの視点」から、評価軸が7項目、評価の視点が28項目提示された。位置選定の方法等について、意見を述べていただきたい。

富久田委員：候補地のNo.2である「文化ゾーン敷地」について、「分庁方式」になるとの説明があった。先ほどの整備パターン3における「分庁方式」との整合性はどうか。明確にして置かないと、混乱を招く可能性がある。

事務局：「文化ゾーン敷地」については、文化活動交流館前の芝生広場と石蔵を撤去して、「1棟建」による建設を考えた。しかし、旧法務局事務所跡地を利用した方が効果的であると考えたため、「分庁方式」とした。

整備パターン3は現庁舎位置での「分庁方式」であり、評価・採点を行った結果、どちらも評価が一番良かった場合には、どちらを選択するのか難しくなるため、「文化ゾーン敷地」については、「1棟建」の前提条件にすることは可能である。

富久田委員：旧法務局事務所跡地は、駐車場用地として利用することもできるので、「分庁方式」

になっていると評価・判断が難しいため、削除した方がよい。

委員 長：前提条件を修正できるのなら、「分庁方式」の記載は削除した方がよい。

事務局：候補地のNo.2「文化ゾーン敷地」における、「分庁方式」の記載部分については、削除することとし、「1棟建」の条件とする。

渡辺(明)委員：候補地について、黒川の右岸（西側）に5箇所あり、黒川の左岸（東側）に1箇所となっている。市のハザードマップ上で災害想定区域となっているNo.2やNo.6（No.5も）については、洪水（黒川水系）で50cm浸水するエリアになっていると思う。黒川の右岸側に候補地を集中せず、左岸側の高台にもっと用地を求める考えはなかったのか、また人口重心を考えた場合、既に右岸側ではなく、左岸側に移っているように思う。その辺も含めて候補地選定の理由を聞かせていただきたい。

事務局：現在の庁舎位置から直線距離で2km以内の範囲で抽出している。地方自治法の関係から、現在と比べてもあまり利便性が変わらない場所が適当であると考えた。また、敷地的には、約20,000㎡の面積が必要となることから、住宅が密集していない場所を選んでいる。東部高台では、JR鹿沼駅東側ぐらいしか該当する場所がなかった。晃望台や西茂呂等の付近も検討したが、現在住宅が多いため、用地買収交渉等実現に向けては厳しいと判断した。

候補地については、この6箇所に限定した訳ではないので、委員の方々からも候補地の案を提示していただき、議論してもらいたい。

委員 長：委員の方々で、具体的な場所の提案はあるか。

渡辺(明)委員：川沿いの候補地については、東日本大震災の災害も、想定外の水が流れ込んできたことを考えると、災害時に市民が避難する市役所が浸水してはまずいと思う。No.2やNo.6はふさわしくないのではないかと思う。

委員 長：市のハザードマップの浸水等について、事務局はどのように考えているか。

事務局：防災拠点として人が集まってくることを考えると、当然周りは水浸しになるので、大変厳しい状況になる。

評価をする際、災害時に不安を残す場所であれば、防災の視点の評価は低くなると思う。

委員 長：評価軸に「防災拠点としての安全性」があり、委員の方々もふさわしくないと考えたならば、ここの評価は低いものとなる。

渡辺委員から人口重心の意見があったが、資料として何かあるか。

事務局：別添資料の「人口集中地区（H17時点）」が近いものと考えていただければと思う。

大塚委員：旧市街地は、ジャスコが無くなって随分と長い間、閑散としていた。まちの駅の努力により、最近ようやく活性化してきた状況であるが、市の中心となるべき市役所が他に行ってしまうと、また衰退してしまうと思う。個人的には今までの努力を無駄にすること無く、ぜひ今の場所をお願いしたい。

委員 長：その辺りの考慮も、評価基準の「市街地活性化及び発展性」等で評価していただいて、他に移転する場合は、評価が下がると思う。各委員は、個人毎の考えを持っており、各々の評価をまとめることにより、委員会の総意として方向性を見出すことができると考える。

先ほどの整備パターンにおける重点項目の選定の集計結果は、どうであるか。

⇒事務局から、委員長へ集計結果を渡す。

委員 長：重点項目について、票の多かった順に、5つの項目を報告する。

①安全性・防災性の「防災拠点としての機能」・・・（17票）出席者全員

- ②利便性の「来庁舎の利便性を高めるための機能」・・・(17票) 同上
- ③機能性の「行政事務を効率的に行うための機能」・・・(10票)
- ④環境性の「環境と共生するための機能」・・・(9票)
- ⑤将来性の「庁舎施設の更新に対する対応」・・・(6票)

が集計の結果、上位5つの項目である。

それからもう1つの方法として、当委員会共通の重点項目ではなく、各委員が評価する際に、それぞれが重点項目を選んで評価する方法である。大きく分ければ、この2つの方法があるが、どちらが良いと思うか。

富久田委員：上位5つの項目を、当委員会共通の重点項目とする方が、分かりやすく良いと思う。

委員長：重点項目の設定については、上位5つの項目を、重点項目として決定することによりしいか。

委員一同：異論無し。

その他特に意見無し。

⇒委員一同、位置について、議事内容承認。

※整備方法における整備パターンの評価軸の重点項目は、「防災拠点としての機能」、「来庁舎の利便性を高めるための機能」、「行政事務を効率的に行うための機能」、「環境と共生するための機能」、「庁舎施設の更新に対する対応」の5つを選定することで承認。

5. その他

特に意見無し。

事務局より、次回（第6回）庁舎整備検討委員会を、平成25年8月29日（木）午後1時30分から開催することを報告。

⇒一部の委員において、時間通りに出席するのが難しいため、開催時間を調整することとする。

6. 閉 会